

## 普及指導員資格試験合格証書の再交付手続について

普及指導員資格試験を合格された方で、合格証書を紛失または毀損した方は、農業改良助長法施行規則（平成17年農林水産省令第4号）第8条第2項に基づき、合格証書の再交付を申請することができます。

再交付申請をされる方は、定められた申請書様式（別記様式第6号）により申請書を作成し、試験事務局に提出（郵送又は持参）して下さい。

なお、申請に当たっての主な手続きの流れは、以下のとおりです。

### < 普及指導員資格試験合格証書再発行手続の流れ >

再交付申請書（別記様式第6号）を作成して下さい。

再交付申請書及び合格証書の切手（120円）を試験事務局まで提出（郵送又は持参）して下さい。

合格証書は、農林水産省内の所定の手続きを経て、試験事務局から申請者あてに郵送されます。

なお、申請があつてから、再交付まで概ね1か月程度かかりますので、御了承ください。

#### 再交付申請書作成上の注意事項

氏名を自署するか、押印をして下さい。（本人からの申請であることを確認します）

その他の欄には平日の昼間に連絡可能な電話番号等を記載して下さい。

### 【申請書提出宛先】

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

普及指導員資格試験事務局

（農林水産省生産局技術普及課）

別記様式第6号(第8条関係)

再 交 付 申 請 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

本籍都道府県

現 住 所

(ふりがな)

氏 名

生 年 月 日

年 月 日

普及指導員資格試験合格証書の再交付を受けたいので、農業改良助長法施行規則第8条第2項の規定により申請します。

記

- 1 合格証書番号
- 2 交付年月日
- 3 氏名
- 4 その他(連絡先(平日の昼間に連絡可能な電話番号)等)